

まも せいよ しきょうつう
みんなで守る！西予市共通のきまり

【絶対守ろう】「いかのおすし」

- **い**か いかない (知らない人についていかない)
- **の** のらない (知らない人の車に乗らない)
- **お** おおごえ 大声を出す
- **す** すぐ逃げる
- **し** し知らせる



「いかのおすし」とは
 「深刻化する少年を狙った犯罪から子どもを守ろう」として、子どもたちの心に残るインパクトのある防犯標語として考え出され、防犯教室などで子どもたちに教えられています。

項目		小学生	中学生	高校生
外 出	外 出	○ 行き先と帰宅時刻を家の人に言って外出する。 ○ 原則、日没以降は外出しない。		○ 午後9時以降は外出を禁止する。 ○ 夜間の一人歩きは禁止する。
	夜間外出	○ 外泊は禁止する。 ○ 夜市や夏祭りの時は、午後9時までに帰宅する。		○ 外泊は禁止する。
遊 び	禁止されている遊び	○ 危険な遊び ・ 刃物 (ナイフ)、モデルガン、エアガン、レーザーポインタ ・ 道路や危険な場所でのローラースケート、スケートボード、ラジコン、ドローン、キックスケーター等の遊び ・ 火遊び、打ち上げ花火、爆発性の花火 ○ 危険な場所での遊び ・ 材木置き場、砂利置き場、工事現場付近、ため池、ダム、遊泳禁止の場所での水泳、釣りなど ※ドローンについては、保護者同伴が望ましい。		
立ち入りを禁止されている場所		○ 保護者同伴でも禁止されている所 パチンコ店・その他不適當なところ ○ 保護者同伴でなければ入れない所 ボウリング場・カラオケボックス・ゲームセンター・ビリヤード場		
交通安全		○ 交通規則を守る。自転車保険等に加入する。(※印参照) ・ 特に自転車のスピードの出し過ぎ、二人乗り、手放し運転、並列進行、飛び出し、ふざけあい、無灯火、信号無視、スマホ等をしたたり、傘をさしたりしての運転はしない。 ○ 自転車に乗るときは、ブレーキやタイヤの状況など安全点検をする。 ○ 自歩道のあるところは、自歩道を通る。 ○ 横断歩道は、自転車から降り、自転車を押して渡る。		
		○ 子どもどうしで自転車の遠乗りはしない。 ○ トンネルを自転車で通るときは十分に気をつける。 ○ 自転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶる。		○ 運転免許の取得については、学校の規定を厳守し、無断で取得しない。 ○ 自転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶる。
※ 令和2年4月から、「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の一部改正により (1) 自転車を利用する者は自転車保険等に加入することが義務化された。 (2) 保護者は、監護する未成年者による自転車の利用に対して自転車保険等に加入することが義務化された。				
旅行・キャンプ等		○ 旅行や子ども会などでのキャンプを行う場合には、保護者又はそれに代わる人が同伴する。		○ 旅行及びキャンプで家庭を離れる場合は、必ず保護者の同意のもと学校の許可を得なければならない。
アルバイト		○ 原則として禁止する。 ※牛乳・新聞配達を行う場合は、学校への届け出と承認が必要。		○ 学校に届け出て、許可を得なければならない。
インターネット等 (携帯電話・スマホ・ゲーム等を含む)		○ スマホ・タブレットなどの情報通信機器の所有者は保護者であるため、夜9時以降は、保護者に返す。 ○ 他人の悪口や個人情報、アーティストなどの音楽や映像、不適切な動画などをネット上に流す違法行為はしない。 ○ 家庭での約束事を決め、ルールやマナーを守って正しい使い方をする。 ○ フィルタリング処理を行って、犯罪などに巻き込まれないようにする。 ○ トラブルなどがあったら保護者や先生、緊急の場合は警察に相談する。 ○ 自分の個人情報 (ID やパスワード等) を他人には絶対に教えない。 ○ ゲームソフト等の貸し借りや金銭の貸し借りをしない。		

提 唱 西予市教育委員会 西予市内各町中学校区児童生徒をまもり育てる協議会
 西予市小中学校校長会 西予市内県立学校長会 西予市青少年補導センター